

東松島市くらし応援商品券 取扱加盟店募集要領

(募集の目的)

国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、物価高騰影響下の市民生活支援及び地域経済活性化のため、東松島市内の取扱加盟店で利用可能な「東松島市くらし応援商品券（以下「商品券」という。）」を発行するにあたり、商品券の取扱加盟店を募集する。

(商品券の概要)

(1) 名 称	東松島市くらし応援商品券
(2) 発 行 者	東松島市（以下「市」という。）
(3) 受 託 者	東松島市商工会（以下「商工会」という。） ※商品券印刷、広報、加盟店募集、換金等を担う。
(3) 発行部数	37,336 セット
(4) 発行総額	224,016,000 円
(5) 商品券の構成	1 セット 6,000 円（1,000 円券×6 枚綴） ※券種は、全ての加盟店で使用可能な券 1 種類のみ。 ※市民一人当たり 6,000 円の商品券を配布。
(6) 使用期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 6 月 30 日（火）

(使用範囲等)

商品券の使用範囲等は以下のとおりとする。

- (1) 取扱加盟店において使用期間内に限り使用可能。
- (2) 購入後の返品、現金との交換はできない。
- (3) 釣り銭は支払わない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責任を負わない。
- (5) 以下の取引には使用できない。
 - ①国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金）。
 - ②たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや法律により小売定価以外での販売が禁じられているもの。
 - ③土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。
 - ④風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
 - ⑤病院等医療費（処方箋による薬剤等を含む）の支払い。
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ。
 - ⑦取扱加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）での利用。
 - ⑧取扱加盟店が利用を不可とした商品及びサービス。
 - ⑨その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

(取扱加盟店参加要件)

東松島市内に店舗・事業所等を有する事業者で、東松島市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。ただし、下記の項目に該当する事業者を除く。

- (1) 上記「(使用範囲等) (5)」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者。
- (2) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

(取扱加盟店の責務等)

- 取扱加盟店として登録された事業者は、以下を厳守すること。
- (1) 利用者が使用期間内に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
 - (2) 商品券の額面未満の利用の場合でも、釣銭は出さないこと。
 - (3) 取扱加盟店であることが商品券利用者に明確になるよう表示すること。
 - (4) 利用者の持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか必ず確認し、商品券に偽造された痕跡が見受けられる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに警察へ通報すること。同時にその旨を市及び商工会へ報告すること。
 - (5) 受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に取扱加盟店名を記入（ゴム印押印可）すること。また、既に取扱加盟店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
 - (6) 商品券の交換、売買及び再利用は行わないこと。使用期間内における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。
 - (7) 商工会が本事業に関する調査等を行うときには、報告等協力すること。
 - (8) 商品券の使用対象外となる商品等を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示すること。
 - (9) 商品券の利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱加盟店の責務とすること。
 - (10) 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに商工会に届け出ること。

(取扱加盟店登録方法)

(1) 取扱加盟店申込方法

『「東松島市くらし応援商品券」取扱加盟店登録申込書』（以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、商工会へFAX、郵送または持参すること。また、東松島市内に複数の店舗がある場合、店舗毎に申込書を提出すること。申込書は商工会HP・窓口にて取得可能。

(2) 申込書の提出先

〒981-0503 東松島市矢本字河戸7 東松島市商工会 矢本本所

(3) 取扱加盟店登録申請期間

令和8年2月20日（金）まで（期限厳守）

※登録申込があった事業所については、後日発行するチラシに名称等を掲載。

(商品券の換金)

(1) 換金方法

商品券裏面の指定欄に取扱加盟店名を記入（ゴム印押印可）し、別紙「東松島市くらし応援商品券換金日程表」記載の換金受付期間内に、別に定める「商品券引換証」を添えて、商工会矢本本所または鳴瀬支所へ提出すること。

商工会にて回収した商品券を確認し、申込時に登録された口座へ振込みを行う。

(2) 換金受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年7月24日（金）

（受付時間）

矢本本所 9:00～11:30、13:00～17:00（土・日・祝日は除く）

鳴瀬支所 9:00～11:30、13:00～16:00（毎週月・水・金のみ、祝日は除く）

※鳴瀬支所は、都合により閉館する場合がありますので、ご了承ください。

(3) 振込日

月3回（別紙「東松島市くらし応援商品券換金日程表」記載）

(4) 換金手数料

無料

(その他)

(1) この「実施要領」に違反する行為が認められた場合、取扱加盟店の承認を取り消す場合があるほか、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

(2) この「実施要領」に記載されていない事項については、商工会へ問い合わせること。

【問合せ先】

東松島市商工会 矢本本所

〒981-0503 東松島市矢本字河戸7

TEL : 0225-82-2088 FAX : 0225-83-2293